

令和元年第9回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年10月23日（水）午前13時58分から14時35分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

| | | |
|----|-----|-------|
| 会長 | 4番 | 小川 進 |
| 委員 | 1番 | 原 亜由美 |
| | 3番 | 宮川 利重 |
| | 5番 | 北村 栄治 |
| | 6番 | 小笠原 正 |
| | 7番 | 小笠原章仁 |
| | 8番 | 三谷 晴喜 |
| | 9番 | 上池 如夫 |
| | 10番 | 宇藤 誠朗 |

4. 欠席委員（1人）

2番 信高 昭男

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより令和元年第9回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。2番信高昭男委員が事故のため、欠席するとの連絡が入っております。

出席委員は10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、5番北村栄

治委員、6番小笠原正委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第18号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第18号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の1筆で申請理由は贈与です。登記地目、現況地目ともに畑となっており、合計面積は1,046㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

10月9日に譲受人立会いのもと、担当委員の小笠原正委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元に配布しております資料22ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は2ページにもありますとおり4,802㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地ではこれまで柚子の栽培が行われ、譲受人も同様の栽培を行う予定であること、また譲受人は以前から申請地付近で農業に従事しており、自宅も今回の申請農地から近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われることから、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり10月9日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第18号について担当委員の説明を求めます。6番小笠原正君。

〔小笠原委員〕

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は柚子の栽培をするということで、計画どおりの管理が見込めるものと考え、現地確認を

行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第18号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第18号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は15ページからとなります。利用権設定の種類については賃貸借であり、これまでは借受人が個人で貸借しておりましたが、今回からは法人名での貸借となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は■■■地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また耕作の実績もあり、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行っております。また、ロの法人である場合についても、法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作に常時従事すると認められることから、問題ないと思われまます。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしく願います。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に、日程第4その他の件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局書記]

・11月の総会の日程について(11月27日水曜日午前10時からを予定)

[議長]

その他、何かございませんか。

(9番上池委員より農業委員会で研修会をしてはどうか提案)

それでは以上をもちまして、令和元年第9回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 5番

署名委員 6番
